

「位置情報プライバシーレポート」(案)
に対して提出された御意見及びそれらに対する考え方

平成 26 年 7 月

「位置情報プライバシーレポート」(案)
に対する意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成 26 年 5 月 31 日～26 年 6 月 27 日

○ 提出意見総数：10 者

(1) 個人 4 者

(2) 法人・団体 6 者

名称順	法人・団体意見提出者
1	株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
2	京野垂日法律事務所
3	さくら通り法律事務所、大川・村松・坂本法律事務所、新潟合同法律事務所、新潟菜の花法律事務所
4	一般社団法人新経済連盟
5	一般社団法人電気通信事業者協会
6	ヤフー株式会社

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
報告書全般について		
	<p>「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」と言うが、レポートの内容は、緊急のときより、一般的などきの利用についての方が多し。緊急時を中心にするのでないのであれば、検討会の名称を変えて、何の検討をしている場なのか一般にもわかりやすくして検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>本検討会は、平成25年5月に設置され、同年5月から6月にかけては、大規模災害時における安否確認や海難・山岳事故等における遭難者の捜索等、緊急時における位置情報の取扱いを検討し、同年11月以降引き続いて緊急時以外の位置情報の利活用の在り方について検討を行っていたものです。</p>
	<p>位置情報は、収集等されれば、高額な市場価値を持つものになり得るのだから、一つ一つの位置情報も、一種の資源であり、何かしらの価値が認められると捉えることが可能である。</p> <p>位置情報の利用については、プライバシーや個人情報の観点からの検討も重要であるが、それだけではなく、何かしらの価値が認められるもの、つまり有価物である一つ一つの位置情報を本人に無断で取得して良いのかという観点からの検討も必要ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
	<p>個別の同意があった場合の利用についても一定の限界を明示すべきである。</p> <p>個別の同意がなされたとしても、利用のあり方によっては問題が生ずる場合もあると思われます。</p> <p>したがって、同意があったとしても、そもそも利用の限界については明確に定めるべきではないかと思ひます。</p> <p>その意味で、利用目的による分類を考えるべきではないかと思ひます。</p> <p>具体的には、公共性の高い場合と、商用利用の場合で分けて検討すべきと思ひます（一応報告書ではそういう体裁にはなっていますが、その視点が弱く感じます）。そして、商用の場合でも、統計目的と個別のセールス目的（ターゲティング広告など）では、ニュアンスが違ひように思ひます。</p> <p>例えば一定の位置関係にいる人に、悪徳業者が情報提供業者を利用して、一斉にDMメールな</p>	<p>電気通信事業者が位置情報を取り扱うに当たっては、まずは利用者からの同意取得が原則と考えます。その同意取得に当たっては、利用者が十分に内容を理解した上で同意できることが重要であり、電気通信事業者は分かりやすい説明・表示を行うことが必要であると考えます。</p> <p>個別の同意があったとしても、利用に一定の限界を定めるべきという御意見につきましては、貴重な御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>いし何らかの方法による広告を送るような場合が考えられます。</p> <p>「ただいまから、お得なセールを開始します。来所だけで、5000円相当の商品をプレゼント中です。本メールのクーポンを示してくださいね。」といった内容が、当該店舗の1キロメートル範囲内の人たちに提供されるといった事例を考えると、問題があるように思います。</p> <p>本報告書のアンケートでは、クーポン配信などの項目もあがっており、配信のあり方も含めると、特定されない個人情報を前提に特定された個人への情報の配信が可能ともなり、通りがかりにチラシを配っているというのとは違った形で個人の領域に立ち入る危険もあるようにも思います。</p> <p>その意味で、取得情報の活用という点についても目配りする必要があるのではないかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【京野垂日法律事務所】</p>	
	<p>パーソナルデータの流通とプライバシーの保護の問題は、IT戦略本部主催のパーソナルデータに関する検討会で現在議論されているところであり、位置情報だけ切り出して別途議論することは適切でない。本問題は、パーソナルデータの保護と利活用とのバランスを十分踏まえて制度設計を行うべきであり過度な規制をルールとすることがないようきわめて慎重な議論が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>本検討会は、IT総合戦略本部のパーソナルデータに関する検討会での議論を踏まえて検討を行ってきたところです。</p> <p>プライバシー等を適切に保護しつつパーソナルデータを利活用していくためには、情報の性質や利活用を行う事業分野等を踏まえた個別の検討が必要であると考えます。</p>
	<p>今般の報告書は、位置情報について「仮に氏名等の他の実質的個人識別性の要件を満たす情報と連結しない形で取得・利用される場合であったとしても、特定の個人を識別できるようになる蓋然性が高く、プライバシーの保護という基本理念を踏まえて判断すると、実質的個人識別性の要件を満たし、保護されるパーソナルデータに含まれる」旨の総務省パーソナルデータ研究会報告書の考え方に依拠し（27ページ等）、位置情報の高いプライバシー性を前提としている。</p> <p>位置情報は、それが継続的に収集されるかどうか又は特定の識別子と結びつけられるかどうか</p>	<p>ご指摘のとおり、位置情報のプライバシー性は、継続的に収集されるかどうかや、紐づけられる他の情報の有無、取得の経緯（コンテキスト）等によって、差異がありうると考えられます。</p> <p>そうであればこそ、その情報の性質や取扱いの態様によって極めて高いプライバシー性を有</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>か、あるいはその場限りの情報提供に用いられるかどうかによって、個人との結びつきは異なる。例えば、利用者が現在いる場所の2時間後の天候を知らせるだけのために事業者が個人の位置情報を取得する場合で、個人の位置情報を追跡する必要がない場合には、個人の権利が位置情報の取得によって侵害されるとは考えにくく、位置情報をプライバシー性が高いものとして考える必要性は乏しい。</p> <p>このように、位置情報のプライバシー性は、それが取得される文脈（コンテキスト）によって異なるといえる。それにもかかわらず、「特定の個人を識別できるようになる蓋然性」を根拠に、一律に保護対象として規制を及ぼすと、データの利活用により国民が享受すべき便益の範囲が不当に狭まる恐れがあり、妥当ではない。とりわけ、技術の発展が著しいスマートフォン等の分野において、広く事前規制をかけることは、事業者の萎縮を招いたり、利用者のサービス利用にあたっての負担が重くなる可能性があり、十分に慎重である必要がある。</p> <p>したがって、位置情報の利活用を、個人との結びつきの蓋然性という根拠によって当然に規制対象とすべきではなく、位置情報が個人の権利利益を明らかに侵害するような態様で用いられる場合に限定して規制対象とすることで、まず、入り口の部分で規制対象を絞ることが重要と考える。更に、本報告書によって示されているとおり、約款やコンテキストに応じた同意の射程を柔軟に考えることで、位置情報の利活用とプライバシーのバランスを図ることができる</p> <p>と考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>しうる位置情報について、入り口部分で規制対象を絞ることは、利活用とプライバシー保護のバランスからも適切ではないと考えます。</p> <p>また、本報告書案は、事業者が利用者に対し位置情報の取扱いを分かりやすく説明・表示し、個別かつ明確に同意を取得することで、事業者と利用者との信頼関係を構築しつつ、適切な位置情報の利活用を促すものであり、「一律に保護対象として規制を及ぼすと、データの利活用により国民が享受すべき便益の範囲が不当に狭まる恐れ」との指摘は当たらないものと考えます。</p>
	<p>本レポートは、電気通信事業者が、電気通信事業の提供にあたって取得する位置情報について取りまとめたものであり、電気通信事業者であっても、電気通信事業に該当しないサービスにおいて取得、利用し、または第三者提供する場合については、本レポートの射程範囲外であると理解する。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>本報告書案は、主として、電気通信事業者が電気通信事業を行う際における位置情報の取扱いを対象にしたものです。</p> <p>他方で、位置情報の高いプライバシー性に鑑みれば、電気通信事業者が電気通信事業に該当しないサービスを行う際に位置情報を取り扱うに当たっても、本報告書案の趣旨に沿って適切に取り扱うことが適当であると考えます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
「1. 位置情報の取扱いに係る検討の背景」関連		
1. (2)	<p>一般消費者は、たとえば通信販売会社や ISP などがライフログを取得・保存・利活用していることにすら気付いていません。事業者は、ライフログを取得・保存・利活用している旨をもっと消費者・契約者に説明すべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>ご指摘のとおり、電気通信事業者においては、本報告書案における整理を踏まえ、まずは、個別かつ明確な同意の取得や利用者に対する分かりやすい説明・表示等に積極的に取り組むことが重要であると考えます。</p>
「2. 電気通信事業者の位置情報の取扱いに係る現状と課題」関連		
2. (2) ③	<p>該当部分に記載のとおり、TCAを事務局とする上記検討会においては携帯電話事業者の保有する運用データ等の利活用について関係者より課題が指摘されておりましたが、この度、総務省殿による各課題の検討・整理により電気通信事業者による情報利活用に道筋をつけて頂き、御礼申し上げます。特に通信の秘密に該当する位置情報の取扱いに関する整理は、今後ますます発展するICTサービスにおいて大変重要な前進だと考えています。</p> <p>なお、電気通信事業に関するパーソナルデータ利活用に関しては、IT総合戦略本部における検討なども踏まえ今後も検討が継続されるものと考えますが、世界最先端IT国家創造宣言に相応しいパーソナルデータの活用が電気通信事業分野でも十分に行われるものとなるよう検討・整理していただくことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人電気通信事業者協会】</p>	<p>本報告書案に賛同の御意見として承ります。</p>
「3. 位置情報の取扱いの在り方について」関連		
「3.」全般	<p>「位置情報プライバシーレポート～位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利活用の両立に向けて～」(案)(以下、「報告書」という。)における、①電気通信事業者は、スマートフォン等の移動体端末から取得する位置情報の高いプライバシー性を踏まえ、原則として、その提供するサービスごとに、位置情報の取得・利用・第三者提供について個別かつ明確に利用者の同意を得るべきである、②電気通信事業者は、利用者から同意を取得するに際しては、利用者が位置情報を取得されることに伴うプライバシー上のリスクについて十分に理解できるように簡明な説明・表示を行うべきである、③位置情報の取得等の取扱いについて、利用者が事後的に同意内容を変更できる機能が設けられるべきであるという点については賛成す</p>	<p>本報告書案に賛同の御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>る。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>(1) スマートフォン等の移動体端末から取得される利用者の位置情報は、その利用者がいつ、どこにいるか、何をしているかという利用者の行動範囲、生活パターン等に関わるものであって、高いプライバシー性を有する情報であることは言うまでもない。さらに、位置情報が、他の個人情報等と結びつくことで、利用者の自宅住所や勤務先及び通学先などが第三者に容易に特定され、利用者の趣味嗜好、交友関係、通院している病院等さえも赤の他人に知れ渡ってしまうリスクを内包している。位置情報が本人の知らぬ間に第三者に取得・利用されることは、単に利用者が不快感を覚えることにとどまらず、個人のプライバシーを侵害し、個人情報が悪用された場合には、利用者が不測の損害を被る危険がある。</p> <p>したがって、電気通信事業者は、利用者から位置情報の取得・利用・第三者提供するに際しては、その提供するサービスごとに、個別かつ明確に利用者の同意を得ることが大前提である。</p> <p>(2) また、このような位置情報のプライバシー性の高さからすれば、報告書にも指摘がある通り、電気通信事業者が利用者から同意を取得するに際して、位置情報を取得されることに伴うプライバシー上のリスクについて十分な説明・表示を行うことが必須である。そして、利用者が同リスクの中身を把握するには、少なくとも、①取得者、②位置情報の種類（基地局情報、GPS位置情報、Wi-Fi位置情報等）、③精度、取得頻度、追跡期間、④利用目的、⑤第三者提供の有無及びその提供先、⑥保存期間、⑦位置情報に紐付けて利用される他の利用者情報、⑧利用者関与の仕組み等についての説明が必要であると考えられる。</p> <p>(3) また、現在、スマートフォン等の移動体端末の利用者の年齢層は、年少者から高齢者まで幅広く、利用者の理解力及び判断力等についても自ずと違いがあることから、利用者皆がリスクの内容を十分理解して判断するためには、説明・表示が出来る限り簡明であることが求められるのは当然である。</p> <p>そして、前記説明事項の中でも、位置情報の種類、利用目的、第三者提供の有無といった特に重要な点については、概要として説明・表示し、詳細については別途誘導するといった</p>	

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>対応をとるなど、専門知識を有しない利用者にとってより分かりやすい説明・表示方法をとることが必須である。</p> <p>(4) 仮に電気通信事業者において前記簡明な説明・表示を尽くしたとしても、利用者の年齢、理解力等によっては、同意内容を十分に理解できないまま同意をしてしまう場合があることは想像に難くない。また、同意後に利用者側の事情が変化するなどして同意内容を取り消す必要が生じる場合等も考えられる。</p> <p>そのような場合において、利用者側の単純な操作のみで同意内容が速やかに変更できなければ、利用者の意に反して利用者の個人情報が流出してしまう結果となり、その個人情報が悪用されて、プライバシー等が侵害されるなど利用者が不測の損害を被る恐れがある。</p> <p>したがって、利用者が位置情報の取得・利用・第三者提供について一度同意した場合であっても、利用者が同意内容の変更を望む時は、利用者側の操作のみで事後的に速やかに同意内容を変更できる機能が設けられるべきである。またその操作方法も出来る限り単純で分かりやすいものであることが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">【さくら通り法律事務所、大川・村松・坂本法律事務所、新潟合同法律事務所、新潟菜の花法律事務所】</p>	
3. (2)	<p>本件報告書案3. (2) は、利用者の同意を問題としています。</p> <p>しかし、現在わが国では、多くの未成年者等の制限能力者も携帯電話を利用しています。このため、利用者が未成年者等である場合の同意の在り方について検討するべきだと思います。</p> <p>この点、位置情報の取扱いに関する説明は、複雑であることから、親権者等の同意が必要であるとも考えられます。</p> <p>しかし、いくら未成年者等であるからといって、親権者等の同意がなければ自己のプライバシーに関する情報を他人に話してはならないとするのは、明らかに妥当でないと思います。このため、プライバシーの一種である位置情報等のパーソナルデータについても、同様に考えるべきだと思います。</p> <p>したがって、利用者が未成年者等である場合は、当該未成年者等の同意があれば足り、その親権者等の同意までは、不要とするべきだと思います。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>ご指摘のとおり未成年者の取扱いについては、位置情報に限らずパーソナルデータの取扱いにおいて今後検討されるべき課題の一つであると考えます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	【個人B】	
3. (2)	<p>IT 関連分野では、例えば、 携帯電話の契約で利用者の認識がないままオプション契約が多数付いていた、 スマホのアプリで撮った写真に場所に関わる情報が記録されていることを知らずに写真を公開してしまった利用者が多数いた、 グループでメールを共有するソフトでグループ外の人もメールを見ることができる設定になっていることに気付かず部外秘メールをそこで保管してしまった など、利用者にとってわかりやすい説明や表示がされていなかった実例がいくつもある。そのことを踏まえ、「個別かつ明確な同意」(27 頁など) の前提として、同意の前に行われる説明や表示についての基準(例えば、宣伝的な事項と比較しての字の大きさ、レイアウトなど) を設けることを検討するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>貴重な御意見として承ります。 なお、本報告書案においても、説明・表示の方法や具体的な説明事項、概要版として掲載すべき事項については記述しており、こうした取組を事業者に求めていく予定です。</p>
3. (2) ①	<p>利用者が通常の注意を払えば理解できるようになっているかどうかを問題とすべきであって、そのようになっているのであれば、「サービスごと」や「個別」に同意を得ることは必要ない。過剰な同意取得はかえって同意の意味の希薄化につながることに留意すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>位置情報の高いプライバシー性に鑑みれば、原則として、位置情報の取扱いについては個別かつ明確に同意を取得することが必要であり、個別かつ明確に同意を取得することは過剰な同意取得には当たらないと考えます。利用者が、そのコンテキストから位置情報を取得・利用されることが予測できる場合には、契約約款等で記述することで包括的に同意を取得することも例外的に許容されるものと考えます。</p>
3. (2) ②	<p>「コンテキストから予測できる取得・利用の範囲は、限定的に捉えるべき」としている点、更に「例えば、地図ナビゲーションサービスであれば、取得した位置情報を地図上に位置を表示する機能以外で利用することは、コンテキストの範囲外というべきである」としているのは、ユーザーが受けるサービスの便益の範囲を著しく狭くするものであり、妥当ではない。具体的</p>	<p>御意見で例示されている地図ナビゲーションサービスにおける周辺情報の提供については、サービスによってはコンテキストの範囲内である場合もあり得ると考えられますが、その範囲</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>には、地図ナビゲーションサービスであれば、位置情報を利用して、地図上に位置を表示する以外にも、利用者の好みにあった周辺店舗の情報、交通渋滞情報、天候予測など、利用者がいる場所というコンテキストに従い、多種多様なサービス提供が認められるべきである。位置情報に加えて、こうした周辺情報を提供することにより、初めて利用者の位置情報の真の活用が実現するといえる。単に利用者がいる場所を表示するだけでは、番地さえ分かれば十分であり、電気通信事業者がサービスを提供する意義が乏しいと言わざるを得ない。</p> <p>したがって、記述を次のように改めていただきたい。</p> <p>「コンテキストから予測できる取得・利用の範囲は、利用者が位置情報と共に必要とする情報が様々であることから、柔軟に捉えられるべきである。例えば、地図ナビゲーションサービスであれば、取得した位置情報について、地図上に位置を表示する機能に用いること以外にも、周辺の店舗や交通手段などの情報を提供することで利用者の便益に資する。したがって、こうした周辺情報の提供も、コンテキストの範囲内であると考えられる。」</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>は、原則として限定的に捉えながら、ユーザーが当該サービスに期待する内容に応じて個別に検討されるべきと考えます。</p>
3. (2) ②	<p>過剰な同意取得は、利用者の同意に対する理解を低下させるだけであるため、コンテキストに沿った位置情報の取得・利用・第三者提供について同意を不要とすることを、例外ではなくむしろ原則として据えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>位置情報の高いプライバシー性に鑑みれば、原則として、位置情報の取扱いについては個別かつ明確に同意を取得することが必要であり、個別かつ明確に同意を取得することは過剰な同意取得には当たらないと考えます。利用者が、そのコンテキストから位置情報を取得・利用されることが予測できる場合には、契約約款等で記述することで包括的に同意を取得することも例外的に許容されるものと考えます。</p>
3. (3) ①	<p>利用目的は明確に具体的に記してほしいです。災害対策や犯罪抑止など、利用目的によって、いくらでも協力する気になりますし、提供を拒否したい気持ちにもなるからです。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>ご指摘のとおり、電気通信事業者においては、本報告書案における整理を踏まえ、まずは、個別かつ明確な同意の取得や利用者に対する分かりやすい説明・表示等に積極的に取り組むことが</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		重要であると考えます。
3.(3)③	<p>表示が細かすぎると消費者が重大なことに気付にくく、読まないこともあり得ますので、なるべく簡単にわかりやすく説明してほしいです。統一マーク等があると分かりやすいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>ご指摘のとおり、電気通信事業者においては、本報告書案における整理を踏まえ、まずは、個別かつ明確な同意の取得や利用者に対する分かりやすい説明・表示等に積極的に取り組むことが重要であると考えます。</p>
3.(3)③	<p>30頁にある「概要版による説明・表示」については、事業者の判断により利用者にとって重要な事項が概要版で排除されてしまうことがないよう、概要版にも必ず掲載すべき事項の基準を設けることを検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、本報告書案においても、説明・表示の方法や具体的な説明事項、概要版として掲載すべき事項については記述しており、こうした取組を事業者に求めていく予定です。</p>
「4. 位置情報の加工（いわゆる匿名化）について」関連		
「4.」全般	<p>位置情報の加工と同意取得等の位置付けがあいまいである。</p> <p>報告書では位置情報のプライバシー性を認めているものの、個別の同意の点と位置情報の加工の点との関係がもう一つ分かりにくく感じた。</p> <p>位置情報のプライバシー性からは、位置情報の利用に際しての前提として位置情報の加工（匿名化）がなされることが前提にされるべきである。</p> <p>仮に同意があったとしても、個人特定可能な位置情報の提供等は問題があると思われる。したがって、位置情報の加工の項を先に持ってくるべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【京野垂日法律事務所】</p>	<p>電気通信事業者が位置情報を取り扱うに当たっては、その高いプライバシー性から、利用者に対して位置情報を取得されることに伴うプライバシー上のリスクについて利用者が理解できるよう説明を行ったうえで、その取得さらには利用、第三者提供について個別かつ明確に同意を取得することが必要であると考えます。位置情報の加工（匿名化）は、取得を行った上での取扱いにあたる考えます。</p> <p>位置情報のプライバシー性に着目して、加工した上で取り扱うことを前提とすべき、という御意見につきましては、貴重な御意見として承ります。</p>
「4.」全般	<p>まず、位置情報の匿名化については、特に夜間の位置情報などについて、住所の識別等が可能になる恐れがあるなど個人のプライバシーが侵害される危険性が高く認められることから、</p>	<p>本報告書案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>ご指摘のとおり、位置情報の匿名化について</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>そもそも位置情報を本当に匿名化することが可能なのかという点を含めて、特に慎重な検討が必要である。</p> <p>その上で、報告書における、①位置情報が利用者の同意なく利用・第三者に提供することが許容されるのは、その時点での技術水準では再特定化・再識別化が不可能又は極めて困難といえる程度に十分な匿名化された場合に限定されなければならない、②匿名化の結果、利用者の同意なく利用・第三者に提供される場合であっても、利用者に対して、その位置情報の取扱い（加工の方法や第三者に提供に関する事項等）について分かりやすく説明・表示するとともに、利用者関与の方法としてオプトアウト機能が設けられるべきであるという点については賛成する。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>(1) 位置情報の匿名化に関しては、特に夜間の位置情報などから住所の識別等が可能になる恐れがあるなど、個人が容易に特定され、プライバシーが侵害される危険性が高く認められる。したがって、そもそも本当に位置情報を匿名化することが可能なのかという点を含めて、特に慎重な検討が必要である。</p> <p>(2) そして、前記のとおり、位置情報の取得・利用・第三者提供については、利用者の個別かつ明確な同意があることが原則である。</p> <p>したがって、位置情報が利用者の同意なく利用・第三者に提供されるのは、その時点での技術水準では再特定化・再識別化が不可能又は極めて困難といえる程度に十分に匿名化された場合に限定されなければならない。</p> <p>(3) もっとも、加工の結果、利用者の同意なく利用・第三者に提供されることが許容される場合であっても、事業者と利用者の信頼構築の観点等から、利用者に対して、その位置情報の取扱い（加工の方法や第三者に提供に関する事項等）について分かりやすく説明・表示しなければならないのは当然である。また、利用者の意に反して情報が利用・提供されることを防ぐために、利用者関与の方法としてオプトアウト機能が設けられる必要がある。</p> <p>(4) なお、「十分な匿名化」の水準については、その時点の技術水準に依拠するものであるところ、技術が発展すれば、従来は再特定・再識別化できなかった位置情報からも個人が特定さ</p>	<p>は、生活圏情報の処理が、プライバシー上のリスクを低下させる上で重要な加工であり、「十分な匿名化」の共通的な基準について検討を進めるに当たっては、位置情報の特性に応じた加工の在り方を慎重に検討していくことが必要であると考えます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>れてしまう危険が生じ得る。一度個人情報流出してからではその被害回復は困難である。利用者の通信の秘密等の重大な法益が侵害されることのないように、総務省及び関係事業者は、「十分な匿名化」の水準について、最新の技術・知見に基づき、引き続き検討する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【さくら通り法律事務所、大川・村松・坂本法律事務所、新潟合同法律事務所、新潟菜の花法律事務所】</p>	
4. (2)	<p>「極めて困難と言える程度に加工（十分な匿名化）された位置情報の利活用」に反対します。</p> <p>マイナンバー成立時には、アクセス履歴を残さずに、警察がマイナンバーで集められた情報にアクセスできることは伏せられました。</p> <p>個人情報保護法ができた時は、本人の承諾なしに、個人情報が第三者に提供されることはないと言われましたが、特定の者は第三者にあらずという文言のせいで、企業の「無数のオトモダチ」に共有され、金儲けに利用されることを、個人情報の持ち主は拒否することができなくなりました。</p> <p>この位置情報も、災害時の救助に活用というもっともらしい理由を挙げて、利用できるようにしようとしていますが、企業は、ただで金儲けの手段として利用したいのであり、国家（警察）は個人監視に利用したいだけなのは明白です。</p> <p>マイナンバーが国、警察、企業で共有されるとき、氏名、生年月日、住所、本籍、国籍、家族情報、税金、保険、健康情報、銀行口座情報、契約内容、購入商品、携帯端末の識別番号、位置情報などが、個人の許可なしに利用されることとなります。</p> <p>これは国家による個人の監視であり、人権侵害です。</p> <p>わが国が民主主義国家であるならば、個人情報の一元化、ビジネス利用、個人監視をやってはなりません。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	貴重な御意見として承ります。
4. (2)	<p>「パーソナルデータに関する検討会」における議論の趣旨を踏まえて、「十分な匿名化」とは（仮称）個人特定性低減データとなる程度の加工水準と一致するものであるべき。</p>	現行法下においても、十分な匿名化を行ったデータについては、個人情報には該当せず、利

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p style="text-align: center;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>利用者の同意なく利用・第三者提供することが可能であると考えられます。</p> <p>一方で、「パーソナルデータに関する検討会」で議論された低減データとは、個人が特定される可能性を一定程度低減させたデータを特定の第三者に提供するために、今後個人情報保護法を改正して新たに創設が検討される枠組みであり、その加工水準は十分な匿名化とは異なるものと考えます。</p>
<p>4. (2)</p>	<p>本報告書案では、位置情報の取扱いにおける今後の検討として「十分な匿名化」の水準や、その加工手法・管理運用体制の適切な評価・検証の在り方、その安全性を確保するための技術等、について実証・検証を行っていく旨記載されておりますが、各事業者が、今回の整理を踏まえて新たなサービスを早期に開始できるよう、できるだけ速やかに実験・実証を行って頂きたいと考えます。</p> <p>仮に、早期の実験・実証が難しい場合には、並行して事業者による新サービスの検討等も認める等、事業者による新サービス開発の芽を摘むことや、迅速なサービス展開を阻害することのないよう柔軟に対応頂くことを要望します。</p> <p>なお、上記解決課題の整理に当たっては、事業者による運用状況を踏まえ、実際に対応可能である現実的な方法となるよう配慮して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>事業者によるサービス展開に配慮しつつ、総務省及び関係事業者において、適切に実証・検証を進めていくべきと考えます。</p>
<p>4. (3)</p>	<p>脚注61の第2文は「低減データは、個人情報保護法の改正によって創設が予定されている制度であり、現行法において、このようなデータが利用者の同意なく利用・第三者提供できるわけではない」とある。しかし、現行法において、低減データの利用・第三者提供がグレーゾーンにあるという議論はあるが、現行個人情報保護法で明確に禁止されているという議論が確定しているわけではない。したがって、この部分の記述は正確ではないと考える。以下のとおり修正していただきたい。</p>	<p>ご指摘の点は、注釈61において含意されているものと考えます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>「低減データは、現行法において、利用・第三者提供できる明確な基準が提示されていないことから、現在、個人情報保護法の改正によって、個人特定性低減データの概念の創設及び利活用の基準の策定が検討されているところである。」</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	
4. (4) ③	<p>もし自分の位置情報を利用されるのが嫌であれば、携帯・スマホの利用自体ができなくなるということは、公益性がある電気通信事業のあり方として不適切であるので、オプトアウト機能(42頁)は、「望ましい」に止まらず、必須的なものにするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、本報告書案においても、位置情報を匿名化した上で利活用されることが、利用者にとって当該通信サービスを利用するための条件とならないようにすることが必要であるとしていくところではあります。</p>
「5. 通信の秘密に該当する位置情報の取扱いについて」 関連		
「5.」全般	<p>通信の秘密に該当する位置情報を商業化することについては慎重になるべきである。</p> <p>その上で、報告書における、通信の秘密に該当する位置情報を加工した上で利用・第三者提供することは、利用者の有効な同意がない場合、通信の秘密の侵害に該当して許されないという点については賛成する。</p> <p>【意見の理由】</p> <p>(1) 通信の秘密に該当する位置情報を保護する必要性が特に高いことからすれば、同位置情報を商業化することについては慎重になるべきである。</p> <p>(2) 通信の秘密に該当する位置情報(個々の通信の際に利用される基地局の位置情報等)を加工した上で利用・第三者に提供することは利用者の有効な同意がない場合、通信の秘密の侵害に該当する。</p> <p>(3) そして、利用者の通信の秘密の保護を全うするためには、対象となる位置情報の範囲を限定し、取得者(及び提供先の第三者)において適切かつ適切な利用・管理を行う必要があるのは当然である。</p> <p>したがって、前記利用者の有効な同意があったとするためには、少なくとも、通信の秘密</p>	<p>本報告書案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>通信の秘密に該当する位置情報の利活用に当たっては、報告書案に沿って慎重に検討・実証を進めていくべきと考えます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>に関わる位置情報を「十分な匿名化」した上で利用・第三者に提供することについて、①対象となる情報の範囲が、通信内容以外の通信の構成要素のうち、通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号に限定されていること、②加工の方法・管理運用体制が適切であること及びそれについて適切な評価・検証が行われていること、③利用者がいったん契約約款等に同意した後も、随時、同意内容を変更できる契約内容であって、同意内容の変更の有無にかかわらず、その他の提供条件が同一であること、④契約約款等の内容について利用者に対する相応の周知が図られていること等の要件を満たす必要があると考えられる。</p> <p>(4) 以上のような利用者の有効な同意がない限り、位置情報を加工した上で利用・第三者提供することは、通信の秘密の侵害に該当し、許されない。</p> <p style="text-align: center;">【さくら通り法律事務所、大川・村松・坂本法律事務所、新潟合同法律事務所、新潟菜の花法律事務所】</p>	
<p>5.(2)②イ 5.(2)③イ</p>	<p>今回、通信の秘密に該当する位置情報である通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号について「十分な匿名化」をした上で利用・第三者提供することが、契約約款等に基づく事前の同意であっても可能となったことは、事業者の有するビッグデータが街づくり、防災、その他の基礎データとして社会に還元・利活用されることとなり、大きな前進であると考えます。</p> <p>しかしながら、実際の利活用の場面においては、最終的に「十分な匿名化」は図られるとしても、その途中の過程において、上記通信の秘密に該当する位置情報に関連する属性等を結び付けて加工・分析することや、その加工・分析途中の非特定化情報、その集積から新たな利活用が生まれることが容易に想定されます。</p> <p>従い、今後の実証・実験等においては、上記関連情報と紐づける場合の利活用の範囲や、非特定化情報の保存期間といった点に踏み込んで、安全性にも配慮した上で、さらに有用な利活用が可能となるよう整理を行って頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>ご指摘のとおり、「十分な匿名化」をした上で利用・第三者提供する情報の範囲や、非特定化情報の保存等については、今後の実証等も踏まえて、検討していくことが適切であると考えられます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
5.(2)②ウ	<p>「(ウ) 利用者が、いったん契約約款等に同意した後も、随時、同意内容を変更できる（設定変更できる）契約内容であって、同意内容の変更の有無にかかわらず、その他の提供条件が同一であること」は削除すべきである。本事項を満たさないことは、包括同意が有効かどうかとは、本質的には関係のないことである。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>ご指摘の(ウ)の要件は、契約約款等による包括同意当時において予測し得なかった事情が将来生じた場合についても、随時、利用者が同意内容を変更することができ、将来、利用者が不測の不利益を被る危険を回避できるとの観点から、契約約款等に基づく事前の包括同意であっても、有効な同意といえることができるための要件として必要なものであると考えます。</p>
5.(2)③イ ※再掲(4.(2)対しても同一の御意見)	<p>本報告書案では、位置情報の取扱いにおける今後の検討として「十分な匿名化」の水準や、その加工手法・管理運用体制の適切な評価・検証の在り方、その安全性を確保するための技術等、について実証・検証を行っていく旨記載されておりますが、各事業者が、今回の整理を踏まえて新たなサービスを早期に開始できるよう、できるだけ速やかに実験・実証を行って頂きたいと考えます。</p> <p>仮に、早期の実験・実証が難しい場合には、並行して事業者による新サービスの検討等も認める等、事業者による新サービス開発の芽を摘むことや、迅速なサービス展開を阻害することのないよう柔軟に対応頂くことを要望します。</p> <p>なお、上記解決課題の整理に当たっては、事業者による運用状況を踏まえ、実際に対応可能である現実的な方法となるよう配慮して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>事業者によるサービス展開に配慮しつつ、総務省及び関係事業者において、適切に実証・検証を進めていくべきと考えます。</p>
「6. Wi-Fi位置情報について」関連		
「6.」全般	<p>報告書における、位置情報を匿名化して利活用する場合、アクセスポイント設置施設において看板・ポスター等を掲示して位置情報の利活用について利用者に対して周知を行うなど、Wi-Fi位置情報の実態に配慮しなければならないという点については賛成する。</p> <p>【意見の理由】</p>	<p>本報告書案に賛同の御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>(1) Wi-Fi位置情報については、端末利用者とアクセスポイント設置者との間の通信に基づく位置情報と、端末利用者がアクセスポイントから外部と通信を行うことで把握される位置情報に大別される。前者は、他の位置情報と同様の取扱いが、後者については、通信の秘密に該当する位置情報として取扱いが当てはまる。</p> <p>(2) 位置情報を匿名化して活利用する場合、利用者が自らの位置情報が取得・利用等されることを明確に認識した上で、安心して位置情報サービス等が利用できるように、アクセスポイント設置施設において、看板・ポスター等を掲示して位置情報の利活用について十分な周知を行うなど、Wi-Fi位置情報の実態に配慮した措置をとる必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【さくら通り法律事務所、大川・村松・坂本法律事務所、新潟合同法律事務所、新潟菜の花法律事務所】</p>	
6.(2)	<p>Wi-Fi位置情報の取扱いについては基本的に賛成ですが、これらはまともな電気通信事業者を想定しています。いわゆる「野良AP」事業者等への対策を盛り込むことも必要ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【個人A】</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
6.(2)①イ	<p>利用者が通信以外の利用目的や第三者提供について、理解していれば、個別に同意を取得する必要性はない。過剰な同意取得は、利用者が反射的に同意を行うことを助長するだけであり、適切ではない。利用者が通信以外の利用目的や第三者提供について理解していない場合における取扱いとして限定的に記述すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>位置情報の高いプライバシー性に鑑みれば、原則として、位置情報の取扱いについては個別かつ明確に同意を取得することが必要であり、個別かつ明確に同意を取得することは過剰な同意取得には当たらないと考えます。利用者が、そのコンテキストから位置情報を取得・利用されることが予測できる場合には、契約約款等で記述することで包括的に同意を取得することも例外的に許容されるものと考えます。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
「7. 今後の取組み」関連		
「7.」全般	<p>電気通信事業者以外の事業者への施策が必要なことを明示すべき。</p> <p>当該報告書は、電気通信事業者が取り扱う位置情報を対象としており、報告書54頁では、「電気通信事業者以外の事業者においても、本検討会における整理を踏まえた取扱いが行われることが期待される。」としています。しかし、実際には、電気通信事業者以外の事業者が位置情報を入手することが可能となっている現状からすると、表現がマイルドにすぎると思います。</p> <p>「電気通信事業者以外の事業者に対しても、実効的な対策がなされるよう具体的な対処方法も含め政府が主導となって検討を進めるべきである」くらいの表現が必要ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【京野垂日法律事務所】</p>	<p>本報告書案は、主として移動体端末の位置情報を取り扱うことが想定される電気通信事業者を対象にとりまとめられたものです。</p> <p>他方で、ご指摘のとおり、位置情報のプライバシー性に鑑みれば、電気通信事業者以外の事業者が位置情報を取り扱うに当たっても、本報告書案の整理を踏まえて適切に取り扱うことが適当であると考えます。</p>
7. (1)	<p>本レポートは、あくまで望ましいと考えられるものを検討したものであり、法令の解釈を検討したものではないにも関わらず、それを法令解釈のもととなる個人情報ガイドラインや解説に反映させることは適切とは言えないのではないかと。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び解説への反映に当たっては、本報告書案をもとに、今後の取組で挙げられている実証や、個人情報保護法の改正の状況等を踏まえて行っていくことが適当と考えます。</p>
7. (4)	<p>消費者相談の現場にいと、個人情報について正しい情報が一般消費者に浸透していないと感じます。相談現場で、正しい情報を説明していくことがこれまで以上に重要になってきます。利用者と事業者との信頼関係を構築していくためにも、さまざまな機関が協力し合うことが必要と思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>ご指摘のとおり、事業者、政府、消費者団体等が協力し、利用者に対して、位置情報の取得等における電気通信の仕組み等も含めて、位置情報の利活用とその成果について広く周知啓発を行い、利用者の正しい理解を醸成していくことが重要と考えます。</p>
7. (4)	<p>過剰な説明や同意取得を求めることはかえって利用者の理解を妨げることになる。事業者に過剰な取組みを求める前に、利用者が契約内容について正確に理解できるよう、リテラシーの醸成等、政府として適切な周知啓発を積極的に行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>	<p>本報告書案に沿って、事業者が利用者に対して事業者が説明や同意取得を行うことが、過剰な取組となり利用者の理解を妨げることにつながることはないと考えますが、事業者、政府、消費者団体等が協力し、利用者に対して、電気通信サービスにおける位置情報の利活用と</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		<p>その成果について、位置情報の取得等における電気通信の仕組み等も含めて広く周知を行い、利用者の正しい理解を醸成していくことは重要と考えます。</p>